

# 「岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例」の概要について

市民生活局生活安全課

## ◎ 条例制定の目的

ペットが死亡した際に、家族の一員としてペット霊園で手厚く葬りたいという思いを持っている飼い主は少なくありません。一方で、ペット霊園の設置を巡っては、生活環境への影響を懸念する近隣住民も多くいます。そこでこのたび、ペット霊園の設置に必要な措置を規定し、トラブルを未然に防ぎ、生活環境の保全を図ることを目的として、条例を制定します。

## ◎ 許可制

ペット霊園を設置しようとする者や業として火葬車両によりペットの死体を火葬しようとする者は、あらかじめ市長に申請しその許可を受けなければならないこととします。

## ◎ 設置場所の基準

設置場所の基準として、公園、学校、官公署、住宅の敷地から100m（火葬施設等を有する場合は200m）以上離れていることを条件とします。ただし、住民の宗教的感情に適合するときその他の公共の福祉に反しないと認められるときはこの限りではないことを規定します。

## ◎ 構造設備等の基準

廃棄物焼却施設の設備構造基準に準じた基準に適合する施設であることとします。

## 考え方

墓地埋葬法に基づく、既存の「岡山市墓地等の経営の許可等に関する条例」では、墓地の近隣住民等の範囲は、計画地から100m、火葬場は200mとなっています。また、火葬施設及び火葬車両の設備基準は廃棄物焼却施設に準じた施設とします。